

甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化実施要綱

子 第 2 号

(趣旨)

第1 仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年甲府市条例第25号）に定める利用者負担額を無料化することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象となる子ども)

第3 本事業の対象となる子どもは、支給認定保護者が利用者負担額を負担し、かつ、甲府市に住所を有する市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で監護されている第2子以降の3歳未満児のうち、法第19条第1項第3号の区分に係る認定を受けた子ども（以下「対象子ども」という。）とする。

(申請)

第4 本事業により保育料の無料化を受けようとする支給認定保護者は、甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、甲府市長に提出しなければならない。ただし、市の所有する公簿等により対象子どもと判断できる場合はその申請を省略することができる。

- (1) 支給認定保護者と生計を一にしていることが分かる書類
- (2) その他甲府市長が必要と認めるもの

(決定)

第5 甲府市長は、第4の申請書が提出されたときは、審査を行い、その可否を決定し、甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化決定通知書（第2号様式）により申請した支給認定保護者に通知するものとする。

(変更)

第6 第5の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化決定事項変更届（第3号様式）（以下「変更届」

という。)を甲府市長に提出しなければならない。

(中止)

第7 前条の規定により変更届が提出され、事業の交付対象でなくなったと認められるときは、甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化中止通知書(第4号様式)により変更届を提出した支給認定保護者に通知するものとする。

(決定の取消及び返還請求)

第8 甲府市長は、第5の規定により決定を受けた支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5の決定を取り消し、無料化した利用者負担額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 保育所の入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3に規定する対象子どもに該当しなくなったとき。
- (4) 対象子どもの保育料を滞納したとき。
- (5) 対象子ども以外の子どもに係る保育料等を滞納したとき。
- (6) その他甲府市長が減免を取り消すべき必要があると認めたとき。

2 甲府市長は、前項の規定により保育料の減免を取り消したときは、甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式 (第4関係)

甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化申請書

(あて先)
甲府市長

支給認定保護者
住所
氏名

下記の3号認定子どもについて、利用者負担額の無料化を申請します。

1 対象となる認定子どもの氏名等

氏名	生年月日	年齢(※)	性別
			男・女
支給認定証番号	利用施設名		

※年齢は平成28年4月1日時点の年齢を記入してください。

2 対象となる認定子どもの世帯状況

区分	氏名	生年月日	年齢(※)	同居・別居の別
支給認定保護者				同居・別居
支給認定子ども				同居・別居
支給認定保護者と生計を一にしている者				同居・別居
				同居・別居
				同居・別居
				同居・別居

※年齢は平成28年4月1日時点の年齢を記入してください

3 添付書類

2欄に記載されている者のうち、別居している者について、生計を一にしている書類 (例:健康保険証、別居している者の住民票等)

4 情報提供に係る署名欄

甲府市が上記の保育料無料化の可否を決定するにあたり市、県民税の情報・世帯情報・児童手当受給台帳・児童扶養手当受給台帳等必要となる公簿を閲覧すること、及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することに同意します。

支給認定保護者氏名

印

第2号様式（第5関係）

甲府市第2子以降3歳未満児保育料利用者負担額無料化決定通知書

（支給認定保護者） 様

甲府市長

年 月 日付けの申請については、次のとおり決定したので通知します。

1 対象者であると認め、利用者負担額を無料とします。

氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日	年齢 (※)	歳
支給認定証番号			
利用施設名			
無料となる利用者負担額	月額	円	

※年齢は平成28年4月1日時点の年齢を記入してください。

認定期間は、3号認定受け、かつ、第2子以降である期間です。

要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更届（第3号様式）を提出してください。

2 次の理由により却下と致します。

--

備考

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提

起することができます。

第3号様式（第6関係）

甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化決定事項変更届

（あて先）
甲府市長

支給認定保護者
住所
氏名

下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

○ 対象認定子どもにおける変更事項等

氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日	年齢（※ 1）	歳
支給認定証番号			
利用施設名			
変更事項	変更前		
	変更後		

第4号様式（第7関係）

甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化中止通知書

支給認定保護者 様

甲府市長

年 月 日付けをもって決定しました甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化について、下記の理由により中止しましたので通知します。

記

1 中止する対象認定子ども

氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日	年齢	歳

2 無料化中止年月日 _____

3 中止に伴う利用者負担額の変更について

認定子ども氏名	請求額	対象年月	認定子ども氏名	請求額	対象年月

備考

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式（第8関係）

甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化取消通知書

支給認定保護者 様

甲府市長

年 月 日付けをもって決定しました甲府市第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化について、下記の理由により取消しましたので通知します。

記

1 取消する対象認定子ども

氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	平成 年 月 日	年齢	歳

2 無料化取消年月日 _____

3 取消に伴う利用者負担額の変更について

認定子ども氏名	請求額	対象年月	認定子ども氏名	請求額	対象年月

備考

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。